

令和3年度第3回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月10日(木)
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 本庁 14階A会議室
- 3 出席者
- 会長 A
委員 B
C
D
E
- 事務局 行政経営部 行政総務課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

ただいまから令和3年度第3回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日、C委員におかれましては、オンラインでの御出席になります。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性につきまして御審議をいただきます。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速審議に入らせていただきます。

本日の議題であります令和3年度諮問第3号「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性について」、実施機関から御説明をいただきたいと思っております。

それでは、実施機関に入室していただきますようよろしくお願いいたします。

[実施機関（保健予防課コロナワクチン対策室）入室]

会 長 どうぞおかけください。

それでは、最初に所属とお名前をお願いいたします。

[実施機関（保健所保健予防課コロナワクチン対策室）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（保健所保健予防課コロナワクチン対策室）諮問内容説明]

会 長 委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

B委員、お願いします。

B委員 Bです。よろしくお願いいたします。

別添2の資料の中で事務の内容の図についてですが、私が聞き間違えたのかもしれませんが、この図を見ますと上の方が従来の予防接種の事務、従来事務と書いてあり、下が新型コロナウイルスの予防接種の事務ということで、現在行われているのが上のようなシステムで、それが下のようなシステムに変わるといふうに、この図は読めると思うのですが、先ほどの御説明では、上のほうの「当市」と書いてあるところの予防接種台帳管理システムから中間サーバーを経由して、情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村に情報が提供されるとあり、それが、今後そういう形に移行するという御説明だったように思うのですが、それでよろしいでしょうか。

実施機関 この点につきましては、資料の記載が少し誤解を与えるような表現になっており、申し訳ございません。

詳しく御説明しますと、上の従来の予防接種の事務となっている部分は、これは新型コロナウイルスウイルスではなく、いわゆる季節性インフルエンザですとか、一般的な予防接種に関する事務は、上の形の仕組みで今現在も行っています。

新型コロナウイルスウイルスに関する事務に関しては、今、上のやり方でできていないのですが、理由は、接種する人数がとても多く、これまでの予防接種とは比べものにならないほど、転出や転入とか、色々あるたくさんの方の情報を全国一律で管理をしなければならず、上のシステムでは迅速

に対応ができないため、一旦下のVRSを中心として管理をする仕組みを国がつくり、本来であれば、各市町にある予防接種台帳に全て登録すべきところですが、VRSに全て記録を取り、VRSを介して全国で管理をすることで、昨年1年間何とかやってきたところです。

ただし、このVRSシステムは、当面は維持される場所ですが、将来的には本来の形である予防接種台帳に全て記録をしていくことになり、下図のものをさらに上の図のものに戻していくというのが今後必要になってきますので、今回諮問させていただきました。

B委員 そうしますと、真ん中に書いてあるVRSは、国が応急的にシステムを整備して動くようにしたものであり、一般的な予防接種事務と同様に、徐々に上の図のような流れにしていくということですね。

実施機関 はい、そのとおりです。

B委員 もう1つよろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

B委員 保健情報管理システムというのがありますが、この図の中で言いますと、保健情報管理システムというのはどこに該当するのでしょうか。

実施機関 申し訳ございません。記載の中で予防接種台帳管理システムとなっている部分が、当市におきましては保健情報管理システムになります。一般的な表記であり、表示が少しずれており、申し訳ございません。

B委員 そうすると、先ほどの話にあった今回の新型コロナウイルス以外のものも含めた情報の中心になるデータベースということですね。

実施機関 はい、そのとおりです。予防接種台帳管理システムとなっておりますが、今後、当市の保健情報管理システムにおきましては、予防接種台帳の中で、新型コロナウイルスの接種記録につきましても管理していきます。

現状も新型コロナウイルス以外のインフルエンザですとか、あるいは小児に関しては数多くの予防接種が行われておりますが、そういったものは全てこの予防接種台帳の中で、保健情報管理システムの中で現状も管理をされており、新型コロナウイルスだけが今管理ができていないという状況ですので、今後はそちらに情報を移行して、全てその中で管理をしていくようになります。

B委員 その接続の過程で、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム、市町村に接続をして、この間にインターネット等が入ってこないということですね。

実施機関 インターネットとは物理的に接続しません。

B委員 どうもありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、御質問はいかがでしょうか。

C委員、お願いします。

C委員 1点目ですが、先ほどの図と同じものですが、6の他の市町村からの照会に応じる場所ですが、先ほどのもう一つの細かい方で、点検結果報告書にも載っている、移転に伴って、他の市町村に個人情報が提供されるということになると思うのですが、民間の場合は、その情報を第三者に提供してよいかどうかという確認があると思うのですが、移転をしているから、結果的には情報を移転先に対して移転元から提供することは必要だと思うのですが、そういうことが行われることは、当該本人に確認することになっているのでしょうか。それとも移転に伴って、自動的にこの接種記録というのは、本人の確認をすることなく移転されるということになるのでしょうか。

2点目は、先ほどのB委員への御回答で納得しましたが、VRSシステムは、暫定的なもので、将来はなくなるという理解で正しいのでしょうか。

今の状況では、移転先の他の市町村はVRSから引っ越してきた人の個人情報を取ればよいと思いますが、将来VRSがなくなるのであれば、一旦今いる自治体に保管して、他の自治体に移動したときに渡すのがいいと思いますが、もしVRSがそのまま残るのであれば、移転先の自治体はVRSから引っ越してきた人の情報を取ればいいのではないかと思います、その点についてもお聞かせください。

会長 それでは、実施機関から回答をお願いします。

実施機関 2点目から先に回答させていただきますが、まずVRSにつきましては、現状、いつ国が無くすということは明言していませんが、将来的には無くなるシステムですので、いずれ、こちらを介しての他市町村からの照会と

いうのは難しくなりますので、現状はこの図にありますように、③の部分でVRSから直接市町村が情報確認することになっており、現状も本市でもこのような形で、VRSを介して他市町村の情報確認をしておりますが、将来的にはこのVRSが無くなりますので、各市町村が情報を管理していく必要が出てきます。

予防接種台帳につきましては、法律で7年間保管をしなければならないとされており、VRSが7年間存続するか、現状分からない状況であり、できるだけ早く予防接種台帳に移行していく必要があると考えています。

国は、情報提供ネットワークシステムを介した情報のやり取りにつきまして、今年6月以降順次行っていくに当たりまして、今から準備をしていく必要があるため、今回審議会に諮問しました。

1点目の本人の同意の有無についてですが、基本的には接種記録証明を御所望される際は、本人からの申請に基づいて接種記録証明を発行しますので、本人同意の上で提供します。

もう一点、情報提供ネットワークシステムで接種記録を確認する際ですが、接種の間隔等を確認する場合等もあり、接種間隔が予防接種法で定められており、事故防止のため確認する場合も想定をされています。

その場合、国から特定個人情報の取得に関して、本人の公共の利益に関する場合には、本人同意は不要であると国の資料に記載されており、基本的には本人同意がありますが、公共の利益に関する生命、財産に関わるものなので、本人同意がなくても取れることになっています。

C委員 ありがとうございます。

そうしますと、引っ越し先への情報の提供は、本人が申請しているからという理由と、また、公共の利益があるので他の市町村に情報が移っていたとしても、それは本人の同意は得なくて提供しているということでしょうか。

実施機関 そのとおりです。先ほどの説明のとおり、利用の仕方については法律でかなり厳格に限定された用途の範囲で、同意がなくても情報提供ができることも法律上定められています。

申請があったものについては、本人の同意により提供していますが、も

う一方の限定された用途については、法律に基づいて本人の同意は不要と
しています。

C委員 ありがとうございます。

会長 ほかの御質問はございますか。

E委員, お願いします。

E委員 それでは、私からは全体的なシステムというようなことではなくて、こち
らの評価、具体的な評価の部分で適合性、妥当性の判断に係る部分につい
て確認をさせていただきたいと思います。

これは別添2の20頁7番の特定個人情報の保管、消去の部分ですが、
こちらの②から③、④については、十分に整備しているあるいは周知して
いるというような評価をしていますが、その判断材料が記されていません
ので、国等の指導書も通じて十分なさっていると思いますが、具体的な対
応状況についてお聞かせください。

同様に、次の頁の⑦のバックアップについても十分なされていると記載
されていますが、具体的な対応状況についてお聞かせください。

最後になりますが、同じく次の頁のリスク2のリスクの対策は十分かと
いうところに対して、十分であると記載されているのですが、その判断材
料の記載がないので、補足説明をお願いします。

実施機関 まず、安全管理体制と安全管理の部分ですが、⑤と⑥に具体的な内容を
御説明しているとおり、サーバーの設置場所は、24時間入退室監視をし
ており、端末の設置場所は、離席時の端末ロック等適切な措置をしており、
パソコン等の端末は施錠できる場所への保管をし、また事務所を施錠する
ことで、盗難も防止しています。

紙媒体の保管につきましても、施錠可能な事務所内の倉庫や保管庫へ保
管しているほか、中間サーバー、プラットフォームにおける措置といたしま
しては、データセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及
び施錠管理をしています。

最後に、証明書コンビニ交付システムやデータセンターにおける措置と
して、証明書発行サーバーについても、入退室は生体認証による管理を行
っており、また、データの喪失を防ぐという意味で、無停電電源装置や自

家発電装置を設置する対策を講じています。

また、VRSについては、国が管理をしていますが、政府機関等の情報セキュリティ対策のための開発運用が行われており、万全の対策を取っています。

また、⑥の技術的対策につきましても、ウイルス対策として、②の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、ウイルス対策をしており、また不正アクセス対策である①保健情報管理システムについては、外部のインターネットとは物理的に接続しておらず、管理者が情報システムを常時監視し、障害が起きた際に速やかに対応ができます。

また、VRSは国のシステムということで万全な対策が取られており、安全管理につきましても、十分に整備されていると考えています。

次に、7番のバックアップについてですが、基本的には本市で所有している保健情報管理システムにつきましても、まずシステム内でのバックアップを毎日、1日が終わった後に、システム内で取っています。

また、この保健情報管理システムですが、本市の共通基盤システムというサーバーを構築しているシステムと連携しており、共通基盤システムにおいても全てバックアップを取っています。

サーバーが壊れてしまうと、滅失してしまうリスクがありますので、データ自体を1週間程度まとめたものを、毎回磁気テープにバックアップを取って遠隔地に保管するという本市の対策措置を取っています。

VRSも国が所管するシステムですが、基本的にはクラウドサービスも、同様のバックアップ措置が取られていると認識しています。

E委員 了解しました。ありがとうございます。

会長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

では、私から質問させていただきます。まず、簡単なところからなのですが、諮問書等には「基礎項目評価」というワードが出てきますが、本日配付されましたしきい値判断フロー図に「重点項目評価」という用語が出ていますが、この「重点項目評価」と「基礎項目評価」は、同じ概念だという理解でよろしいのでしょうか。

実施機関 重点項目評価が2段階目で、3段階目が全項目評価という、基礎項目評

価が一番下のものになりますので、しきい値判断をした上で、基礎項目評価を行うものと認識しております。

会 長 概念としては違うものだという理解でよろしいですね。

実施機関 はい。

会 長 別添3に関連してお伺いします。

この中に所見で該当なしとされているものが幾つかありますが、例えば7分の5頁の一番下、細目のナンバーで48、特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるかというところは、「該当なし」となっています。今の細目の番号で言うと69番などもですが、それに対応するコメントをする必要はないという理解で、該当なしとなっているのでしょうか。

実施機関 そのとおりです。こちらの全項目評価と対応していますので、16頁のその他のリスクの記載がないところについては、該当なしとしています。

会 長 ありがとうございます。私からは以上です。

ほか、いかがでしょうか。過去の諮問の内容とは異なる諮問ですので、ちょっとしたことでも御質問いただき、理解を深めていただいたほうが良いと思いますが、ほかにはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 では、ほかに質問ないようですので、以上で質疑を終了させていただきます。

では、実施機関は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

[実施機関（保健予防課コロナワクチン対策室）退室]

会 長 それでは、実施機関は退席いただきましたので、諮問第3号について皆様で御審議いただきたいと思っております。

御意見をお願いしたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたが、普段の諮問内容と異なり、マイナンバー法を受けて制定された特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聞くということになっており、今回諮問がなされたので、この特定個人情報保護評価について問

題が認められるか、それとも特段の問題は認められないかという視点で御意見をいただきたいと思います。

E委員，お願いします。

E委員 特定個人情報保護評価の適合性，妥当性を問うという諮問の趣旨から，先ほど評価の判断材料が不足している部分等につきましては確認をさせていただいた上で，一部不明瞭な記載はあるものの，十分な内容だと確認しましたので，私は問題ないと考えています。

会 長 ありがとうございます。

確かに先ほど御質問いただいた部分は，何か物理的などころの管理，安全管理体制や安全管理の規定やその周知のところには，全くコメントがなかったもので，いい御質問であったと思います。

この評価書の記載が，物理的な対策と技術的な対策のところそれぞれ対策の内容が書いてあり，本来的には御指摘いただいた②，③，④にも具体的に書いてあるべきだと思いますが，実施機関から口頭で補足いただきましたので，E委員の意見としては，問題ないと捉えているものと理解しました。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様，いかがでしょうか。

B委員，お願いします。

B委員 別添2の評価書の4枚目の表ですが，特定個人情報ファイルの概要のところ，取り扱う基本情報として主な記録項目のところ，今回取り扱う個人情報として，個人番号，その他識別情報，それから氏名，性別，生年月日，住所，連絡先，また，健康・医療関係情報というのは予防接種の履歴の管理のために必要な情報であり，この範囲のデータを扱うということが明記されています。

それから，今回のシステムの目的もコロナ対策にきっかけがあるわけですが，予防接種の迅速な対応があります。

個人情報に関しては極力データそのもののやり取り，そして個人番号に関しては，直接やり取りはしないようにすることや，最低限の情報のやり取りで済むようにしているようなので，問題ないと考えます。

会 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

C委員 私もB委員と同様に、利用が最小限ということですので、問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。

そうしますと、D委員はいかがでしょうか。

D委員 非常に専門性の高い案件だと思いますので、個人情報保護にそのように私は配慮していると感じましたので適当と認めるのがいいと思います。

会 長 それでは、委員の皆様から御意見を頂戴して、特段問題は認められないという御意見ですので、特定個人情報保護評価については、問題は認められないものとするということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、そのような方向で答申することにいたします。

以上で諮問第3号に係る審議は終わりました。

答申につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえて会長一任により作成させていただき、委員の皆様には答申案を事務局から後日送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただくという手順を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、そのような手順を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

次第によりますとその他となっておりますが、委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、ないようですので、事務局から何かございますか。

事務局 失礼いたします。それでは、本日の議事録につきましては、後日準備ができましたら、こちらから郵送させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日御審議いただいた件とは別に、各実施機関におきまして、新たに個人情報の取扱いの開始をする場合などには、条例上、当審議会におきまして報告をさせていただくということになっておりますので、後日、準備が

整いましたら、郵送させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、これで令和3年度第3回の個人情報保護運営審議会を終了と
させていただきます。

本日はありがとうございました。